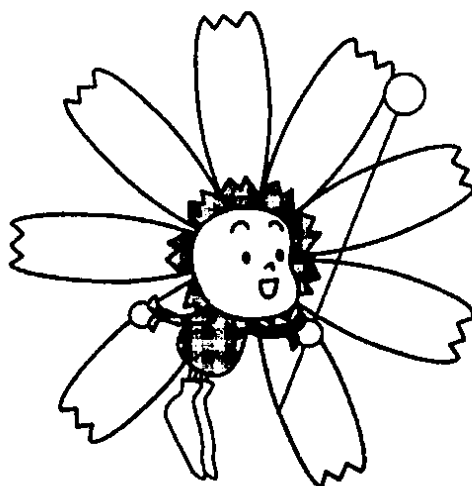


令和5年度
固定資産税（償却資産）

申告の手引き



申告書提出期限 1月31日（火）

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告していただくこととなります（地方税法第383条〈固定資産の申告〉）。

つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成のうえ、期日までに大樹町住民課資産税係に提出くださるようお願いいたします。

大 樹 町

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。)をいいます(地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉)。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 償却資産の種類及び具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	壁が2面以下で家屋(建物)に該当しない飼育場・機械置場・乾草置場等、堆肥盤、バンカーサイロ、舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含みます。)等
3	船舶	漁船、釣船、ボート、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車等
6	工具、器具及び備品	土地に定着性のない物置・プレハブ小屋、パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

※業種別の償却資産については、「5P 申告対象となる主な償却資産(業種別)」をご参照ください。

(3) 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、次ページの〈家屋と償却資産の区分表〉をご覧ください。

＜家屋と償却資産の区分表＞

設備等の種類	設備等の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
建築工事	内装・造作等		床・壁・天井仕上、店舗造作等 工事一式（※）
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式	屋内設備一式（※）
	電力引込設備	引込工事	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備（※）
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配管・配線・端子盤等（※）
	LAN設備	設備一式	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	配管・配線等（※）
	インターホン設備	集合玄関機等	左記以外の設備（※）
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ	配管・配線等（※）
	避雷設備		設備一式（※）
	火災報知設備		設備一式（※）
盗難非常通報装置		設備一式（※）	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等（※）
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・給湯器用）	局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備（※）
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	屋内の配管等（※）
	衛生設備		設備一式（※）
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー設備等（※）
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備（※）
	換気設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備（※）
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウエーター）等（※）
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備（※）
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）	

※賃借人（テナント）等家屋の所有者以外の方が取り付けた内装・造作及び建築設備等の事業用資産は償却資産として取扱いますので、その場合は申告してください。

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和5年1月1日現在償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
 - イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
 - ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
 - エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
 - オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
 - カ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名でご申告ください。（例：大樹太郎 外2名））
 - キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方
- ※償却資産を所有していない方についても、償却資産申告書の備考欄に「該当資産なし」と記載のうえ申告してください。
- ※前年中に減少・取得した償却資産がない方についても、償却資産申告書の備考欄に「増減なし」と記載のうえ申告してください。
- ※廃業又は資産所在地を町外に移転された方についても、償却資産申告書の備考欄にその旨（「令和4年3月廃業」等）を記載のうえ申告してください。また種類別明細書には、個々の償却資産の売却先・譲渡先や移転先を記載のうえ提出してください。

(2) 申告の対象となる資産

令和5年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）
- オ 福利厚生のに供するもの
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
 - （例）・中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産
 - ・生産性向上設備投資促進税制適用資産（租税特別措置法第10条の5の3、第42条の12の4、第68条の15の5）

申告対象となる主な償却資産（業種別）

業 種	資 産 の 名 称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、LAN設備等
農 業 ・ 酪 農 業	壁が2面以下で家屋（建物）に該当しない飼育場・機械置場・乾草置場等、堆肥盤、大型特殊自動車、バンカーサイロ、プラウ、ハロー、野菜洗浄機械等
漁 業	漁船、釣船、ボート、魚群探知機、ワイヤーリール、イカ釣り機、網捌機、冷凍・冷蔵装置、網・かご等の漁具等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車等
娯 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備等
料 理 飲 食 店 業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不 動 産 貸 付 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐 車 場 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
諸 芸 師 匠 業 貸 衣 装 業	楽器、花器、茶器、衣装等

ご注意ください

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び大樹町税条例の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科されることがあります。

(3) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

(例：最高速度が時速 35km 未満の農耕トラクタ、小型フォークリフト、小型ロードローラなどの小型特殊自動車)

イ 農耕作業用トレーラ (詳しくは別紙「農耕作業用トレーラをお持ちの方へ」参照)

ウ 無形固定資産 (例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等)

エ 繰延資産

オ 平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、

- ・耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの (一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)
- ・取得価額が 20 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの

カ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース (所有権移転外リース及び所有権移転リース) 資産で取得価額が 20 万円未満のもの

小型特殊自動車をお持ちの方へ

農耕トラクタや小型ショベル・ローダ、小型フォーク・リフト、小型ロード・ローラなど小型特殊自動車に該当する車両 (機械) をお持ちの方で、軽自動車税の申告がお済みでない場合は、車両 (機械) の型式・大きさ・最高速度がわかる資料 (カタログなど) をお持ちのうえ、大樹町役場住民課資産税係までお届けください。

※公道を走行しない場合であっても、軽自動車税の申告が必要です。

次に該当する車両 (機械) は、小型特殊自動車として、固定資産税ではなく軽自動車税がかかります。

- ① ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車であって、自動車の大きさが次に該当するもののうち最高速度 15 キロメートル毎時以下のもの。

長さ 4.70 メートル以下

幅 1.70 メートル以下

高さ 2.80 メートル以下

- ② 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機および国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車であって、最高速度 35 キロメートル毎時未満のもの。

3 非課税・課税標準の特例等

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条(第2, 4, 5, 6, 7, 8, 9項)、同法附則第14条(第1～3項)に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、大樹町住民課資産税係までお知らせください。(非課税申告書を提出していただくことになります。)

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

特例対象資産を申告する場合は、対象資産であることを証明する書類を添付のうえ、種類別明細書の摘要欄に特例対象であることを記入してください。

■特例対象償却資産の例(下記以外の特例対象資産については、別途ご確認ください。)

【中小企業等経営強化法に基づく支援】

令和3年6月に改正された中小企業強化法により、中小企業者が先端設備等導入計画に基づき新たに取得した設備について、固定資産税が3年間ゼロになります。

○要件 以下の全ての要件を満たす事

- ・令和3年4月1日～令和5年3月31日(適用期間)に取得
- ・生産・販売活動に直接使用し、中古資産でないもの
- ・生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上するもの

○対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価格	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	家屋と一体のものを除く	60万円以上	14年以内
構築物	全て	120万円以上	14年以内

○添付書類

- ・先端設備導入計画に係る認定申請書の写し
- ・認定支援機関確認書の写し
- ・工業会による証明書の写し

なお、先端設備等導入計画の認定は大樹町で行っています。

詳しくは、大樹町企画商工課商工観光係(01558-6-2114)へお問い合わせください。

また、大樹町のホームページで制度の概要や対象要件などを紹介していますので、ご確認ください。

(<http://www.town.taiki.hokkaido.jp/soshiki/kikaku/shoko/sentansetsubidounyukeikaku.html>)

（３）固定資産税の減免が適用される償却資産

過疎地域対策のため、一定の要件を備えた償却資産は、所定の期日までに申請があった場合、固定資産税の全部又は一部が免除されます。

該当する償却資産を所有されている方は、大樹町住民課資産税係までお知らせください。（減免申請書を提出していただくことになります。）

・対象の事業 製造業、旅館業、情報サービス業、農林水産物等販売業

・要件

① 製造業又は旅館業 500 万円以上の特別償却設備（家屋・償却資産）を新設又は増設した方（資本金の額等が 5,000 万円超 1 億円以下である法人が行うものにあつては 1,000 万円以上とし、資本金の額等が 1 億円超である法人が行うものにあつては 2,000 万円以上とする。）

② 情報サービス業又は農林水産物等販売業 500 万円以上 〃

・課税免除となる固定資産 家屋、機械及び装置、土地

（いずれも対象の事業の用に供する部分に限る。）

・免除期間 固定資産税が課税されることとなった年度から 3 年度分

（４）耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和 4 年 1 月 2 日から令和 5 年 1 月 1 日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、大樹町住民課資産税係までお知らせください。（確認書類を提出していただくことになります。）

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりません。

4 国税の取扱いとの主な違い

国税（法人税・所得税）の取扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項 目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税（償却資産）の評価額)
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)	原則として地方税法第388条に基づき 総務大臣が告示する『固定資産評価基準』 に定める減価率によります。
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価格（1円）	取得価格の100分の5
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます。	金額にかかわらず、認められません。

5 調査協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて調査を行っておりますので、その際は、ご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

なお、調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。

ご理解のほど、お願いいたします。

6 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（年4回）とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

申告にあたってご不明な点などありましたら大樹町住民課資産税係にお問い合わせください。
電話（01558）6-2117（住民課資産税係直通）